

# 令和8年2月 農業委員会総会

令和8年2月6日（金）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時30分から午後4時30分まで

## 1. 出席者（8名）

### <農業委員>

1番	宮田	早苗	5番	石渡	潤一
2番	京増	孝一	6番	相京	文夫
3番	飯田	隆男	7番	木我	恭子
4番	藤崎	茂	8番	石橋	義弘

### <農地利用最適化推進委員>

竹尾	謙一	篠原	庄一
斉藤	孝壹	大塚	浩
小坂	和男	小島	儀彦

## 2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鵜澤副主査（書記）・綿貫主査補

4. 議題 第1号議案 農地法第5条許可申請について（1件）

5. 専決処理報告 農地法第4条の届出について（1件）

# 酒々井町農業委員会総会会議録

令和8年2月6日（金）

古川事務局長 ただいまから令和8年2月の農業委員会総会を開会させていただきます。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

飯田会長 本日もお疲れ様です。翌日から雪の予報となっており皆様も気にされていることと思います。本日は農作業日和ですがお忙しいところ総会に参加いただきありがとうございます。本日も慎重審議よろしくお祈いします。

古川事務局長 ありがとうございます。なお、事前にお伝えしたとおり、転用に係る現地確認については資料に添付したカラーコピーの写真にかえさせていただきますのでご確認下さい。それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

飯田議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、6番 相京文夫委員、7番 木我恭子委員を指名します。また、書記に事務局の鶴澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案1件、専決処理その他となりますのでよろしくお祈いします。

飯田議長 始めに、第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。譲受人は東京都中野区に住所を有する法人、譲渡人は上岩橋在住者です。申請地は上岩橋の農地4筆で、地目は畑、面積は合計で3, 838㎡です。申請理由は太陽光発電施設の建設です。権利の種類は所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農

用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。地域計画除外関連については、本申請地は酒々井地区の対象地に含まれておりましたが、令和7年12月24日付で除外手続きが完了しております。資力及び信用については、譲受人の親会社からの貸付証明書が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和8年4月1日着工予定、令和8年7月31日完了予定です。申請地の位置及び現況については、2ページの位置図、3ページの公図、4ページの写真をご覧ください。なお、本申請地の周辺に4筆の畑がありますが、隣接部分はいずれも遊休化して耕作されておらず、代理人から地権者に本申請の内容を説明した結果、いずれも同意する旨の回答を得ているとのことです。土地利用計画図については5ページをご覧ください。なお、本申請地の外周にフェンスを設置し周辺農地への被害防除を図るとのことで、フェンスの図面については6ページをご覧ください。事業計画については、7、8ページをご覧ください。土地の造成については、軽く整地するのみで切土・盛土は行わず、パネルの杭については地面に直接打ち込み設置するとのことです。土地選定理由は、日照条件が良く隣接地に影響を及ぼす可能性が低いこと、耕作放棄地で今後の活用予定が無く太陽光発電施設用地に活用することで地権者と合意に至ったことから選定したとのことです。用水については使用しません。雨水排水については敷地内で自然浸透とし、汚水・雑排水は発生しません。防災計画については、工事中は資材の搬入時等に安全を考慮して作業を実施し、工事後は防草シート・砕石の設置により防災管理を徹底するとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、パネルの外周へのフェンスの設置・年2回の除草作業の実施等により配慮するとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については藤崎委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

藤崎農業委員 本申請地はかなり前から耕作されておらず、草が繁茂しないよう所有者が定期的に草刈りを実施してきたのみとなります。将来的に耕作する意思もないので転用もやむを得ないのではないかと思います。

飯田議長 続いて、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

飯田議長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請代理人 本申請の代理人を務めます〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇と申します。当社は太陽光発電施設の設計・調達・施工を行う会社となります。よろしくお願いいたします。

飯田議長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申請代理人 本申請に至った契機は本申請地の譲渡人より本申請地を売りたいとの相談を当社で受けたことによります。現地確認したところ耕作しておらず、今後の利用も見込めないことから、有効活用するには太陽光発電施設とするのが良いとの結論に至りました。本申請地は計4筆、3,838㎡で、パネル968枚、パワコン8台の設置を予定し、売電開始後は出力628kWを想定しています。境界から50cm離れた場所にフェンスを設置し、隣地との境界に配慮します。造成については場内整地のみで切土・盛土は行いません。また、防草シート及び5cmの砕石の敷設、年2回の除草により雑草の繁茂に配慮します。

飯田議長 ありがとうございました。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

藤崎農業委員 工事はいつから開始しますか。

申請代理人 順調にいけば4月の頭からを予定しています。

藤崎農業委員 本申請地の周囲の道路が軽自動車がやっと通れる程度の幅で非常に狭くすれ違いができず、車両同士で譲り合っただけでやっと通っているような状況です。駒形神社の正面道路は朝は特に通勤・通学車両が多い状況です。申請地奥の墓地に行く人もいます。工事の際は十分注意いただければと思います。

申請代理人 交通量の多い道路であることは認識しておりますので十分注意するよう申請者に伝えます。工事車両もずっと道路に駐車することはありません。万一車両等の通行の妨げになる恐れのある際は適宜撤退して通行を優先するよう配慮します。

藤崎農業委員 草刈りを実施する際の入り口は図面の左側の場所ですか。この道路も非常に狭くなっており、奥のバーベキュー場に行く人もいます。そちらへの配慮もお願いします。

申請代理人 そちらの道路についても車両1台は何とか通れることを確認しております。通行の妨げにならないよう配慮します。

飯田議長 太陽光発電施設の導線の盗難が最近問題になっています。何か対策は想定していますか。

申請代理人 盗まれにくい設計を予定しています。具体的には可能な限り装置の外部に出る導線を短くし、収納できるように配慮します。その他に、遠隔監視システム・防犯カメラ等の設置を予定しています。

京増農業委員 譲受人は東京の会社とのことですが、管理はこの会社が行うのですか。

申請代理人 管理は〇〇〇〇〇〇〇〇で行います。私が現地に定期的に来て除草剤の散布するなど、適正な管理を行う予定です。

古川事務局長 年2回草刈りを実施するとのことですが、昨今夏は暑い日が続いており、予想以上に草が伸びることがあります。定期的にパトロールを行った結果、草刈通知を発送する場合がありますのでご了承下さい。

申請代理人 承知しました。

宮田農業委員 草刈り時の車両はどこに駐車しますか。門扉の中に駐車スペースはありますか。

申請代理人 門扉の中に駐車スペースはありません。地権者の自宅が近いため、道路に駐車するのではなく、譲渡人の自宅を借りて駐車します。

飯田議長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

飯田議長 それでは、これから採決を行います。第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員ですので、農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定しますが、30aを超える案件については、千葉県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとなりますので、意見回答を得た後、県に進達することとします。

飯 田 議 長 次に専決処理報告に移ります。農地法4条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第4条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の9ページをご覧ください。届出者は市川市在住者です。届出地は下岩橋の農地1筆で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は179㎡です。今回の届出に至った経緯については、今回の届出地は現況が既に宅地となっているものの登記地目が畑のまま変更されていなかったことから、登記地目を変更するため届出に至ったとのことです。位置については、10ページの位置図と11ページの公図をご覧ください。備考ですが、令和7年12月5日付け、酒農委第4号の4で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

飯 田 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯 田 議 長 特にならなければ、専決処理報告ですのでよろしくをお願いします。

飯 田 議 長 次に、その他について、事務局より何かありましたらお願いします。

(委員改選について)

(その他)

飯 田 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川事務局長 5日の木曜日はいかがでしょう。

飯田議長 ただ今、5日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特  
にないようなので、来月の総会は、5日の木曜日で決定させていただきます。  
それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていた  
だき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで2月の総会を閉会いたします。